

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

共済事業規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、定款第2条第1項第17号の規定に基づき、社会福祉施設団体職員共済事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、この規程の定めるところにより次の事業を行う。

- (1) 退職共済金の給付
- (2) 慶弔金の給付
- (3) 見舞金の給付
- (4) 会員に対する融資
- (5) その他、運営委員会で必要と認めた事項

(共済契約者及び加入者の範囲)

第3条 本共済契約者の範囲は、県社協会員及び会費に関する規程第2条1項に規定する会員のうち、一般会員である施設及び団体とする。また、加入者の範囲は、その有給専従者とする。

(共済契約の締結及び加入の決定)

第4条 本共済への契約を希望する者は、所定の手続きにより申し込むものとし、共済掛金の払込みにより契約が成立する。

2 本共済への加入にあたっては、所定様式により申し込むものとし、加入決定通知書の交付により加入を承認するものとする。

(資格喪失の年齢)

第4条の2 削除

(共済契約の解除)

第5条 本共済契約を解除しようとするときは、所定の手続きにより福島県社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に届け出るものとする。

2 共済契約者が正当な理由なくして3カ月以上共済掛金を滞納したときは、運営委員会の議決により契約を解除することができる。

- 3 前項の場合において契約を解除された者は、共済掛金のうち加入者掛金分について返還を受けるほか、一切の権利を失う。

第2章 共済事業

(共済掛金)

第6条 共済掛金は俸給月額 $1,000$ 分の 54 とし、原則として下記に掲げる区分により負担するものとする。

(1) 共済契約者 俸給月額 $1,000$ 分の 27

(2) 施設団体 俸給月額 $1,000$ 分の 27

- 2 共済掛金は、毎年8月1日現在の俸給月額を基礎とする。ただし、その昇給率は、 10 パーセント以内とし、俸給月額の上限額は 40 万円とする。
- 3 仮定俸給の共済掛金で、3年を経過した者については、現俸給月額に戻すものとする。ただし、現俸給月額と仮定俸給月額で計算した本人負担分の差額については、退職手当給付金支給の際に差引くものとする。

(退職手当給付金の額)

第7条 退職手当給付金の額は、次の(1)に掲げる額と(2)に掲げる額とを合算した額とする。ただし、加入期間が1年未満で退職した加入者に対しては支給しない。

(1) 給付確定額

(2) 退会時の元利合計額 \times 加入期間に応じて別表1に定める率

- 2 前項(1)に定める「給付確定額」は、平成18年3月31日現在で効力を有する共済事業規程第7条に基づき、平成18年3月31日で退会したと仮定して計算される。ただし、平成18年3月31日時点での加入期間が1年未満である加入者については、その加入者の平成18年3月31日までの加入者本人が負担した掛金の累計額を、「給付確定額」とみなす。なお、平成18年4月1日以降の加入者については、「給付確定額」は零とする。

- 3 第1項(2)に定める「退会時の元利合計額」は、次の(ア)に掲げる額と(イ)に掲げる額とを合算した額とする。

(ア) 退会時直前の3月31日(退会日が3月31日の場合は、前年の3月31日とする。)現在の期末元利合計額 \times 退会月に応じて別表2の①に定める率

(イ) 退会時直前の4月1日以降退会日までの間の年間本人掛金額 \times 退会月に応じて別表2の②に定める率

- 4 期末元利合計額は、次の算式により計算する。

前年度の期末元利合計額 $\times 1.02$ + 当該3月31日前の年間本人掛金額 $\times 1.01$

なお、平成18年3月31日現在の期末元利合計額は零とする。また、平成18年4月1日以降新たに加入した者の加入直後の3月31日における期末元利合計額は、加入日以降、直後の3月31日までの間の本人掛金額に、加入月に応じて別表3に定める率を乗じた額とする。

- 5 第1項の加入期間は、共済に加入した月から退会の月までとする。
- 6 本共済事業が廃止された場合においては、第1条の規定にかかわらず、廃止日現在における各加入者の退職手当給付金の要支給額（廃止日で退会したと仮定して計算される退職手当給付金の額をいう。）の比に応じ、廃止日現在の共済事業退職積立基金を、廃止日現在の加入者に分配するものとする。

（慶弔金の給付額）

第8条 慶弔金の給付額は次のとおりとする。

- (1) 結婚祝金 20,000 円
- (2) 出産祝金 10,000 円
- (3) 弔慰金（配偶者を含む） 20,000 円

（見舞金の給付）

第9条 見舞金は、傷病見舞金及び災害見舞金の二種とする。

- 2 傷病見舞金の給付額は次のとおりとする。
 - 1 カ月以上入院の場合 10,000 円
- 3 災害見舞金の給付額は次のとおりとする。
 - 加入者の住宅が半焼、半壊以上の場合 20,000 円

（加入者に対する資金の貸付け）

第10条 本共済に1年以上継続加入している者で、資金の必要な者は本共済から一般資金及び住宅資金の貸付を受けることができる。

住宅資金は、職員が自己の用に供する住宅の新築、増改築又は買収及びこれに伴う用地の取得に資金を必要とする場合に貸付けする。

- 2 一般資金の貸付額は、借入れ申込者の貸付時における退職手当給付金の80パーセントまで、または共済掛金の基礎となった俸給月額 of 2倍までとし、一般資金は200万円を限度とする。ただし、共済掛金の基礎となった俸給月額の2倍の貸付をする場合は、所属長の連帯保証届を添付するものとする。
- 3 住宅資金の貸付額は、借入れ申込者の貸付時における退職手当給付金の80パーセントまでとし、500万円を限度とする。
- 4 第2項及び第3項における退職手当給付金の80パーセントは、一般資金貸付金及び住宅資金貸付金の合計額に適用する。
- 5 貸付けにあたっては、貸付金の償還について、所属長（俸給支払義務者）が毎月の俸給より元金及び利子を差引くことの承認を必要とする。
- 6 一般資金貸付金の償還期間は10年以内とし、住宅資金貸付金の償還期間は15年以内とする。
- 7 償還方法は、貸付けを受けた月の翌月より元利均等の月賦償還とする。
- 8 貸付金の利子は、年3.5パーセントとする。
- 9 借受者が貸付金を定められた期限までに償還しない場合は延滞元金につき、年10.75パーセントの率をもって延滞利子を徴収する。ただし、やむを得ない事情のある

場合、運営委員会に諮り免除することができる。

- 10 契約を解除した者及び除名された者は、直ちに未償還元金及び利子を返還しなければならない。
- 11 退職時に貸付金の未償還額がある場合、退職手当給付金支給の際その未償還額を差し引いて支給するものとする。

第3章 運営委員会

(構成)

第11条 事業運営を円滑にするため、運営委員会を設ける。

2 運営委員会は、次の各号の者をもって構成し、会長が委嘱する。

- (1) 加入者代表 5名
- (2) 経営者代表 5名
- (3) 学識経験者 2名

3 委員の任期は2年とし、補欠によって委嘱された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第12条 運営委員会は、次の役員を互選し、会長がこれを委嘱する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名

(議事)

第13条 運営委員会は、委員長がこれを招集する。

2 運営委員会に議長を置き、委員長をもってあてる。

3 委員長は運営委員の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示し、委員会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から10日以内にこれを招集附議しなければならない。

4 会長は事務執行上必要ある場合、委員長に運営委員会の開催を求めなければならない。

5 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

6 運営委員会の議事は、委員総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が順次にその職務を代理する。

第4章 会計及び資産の管理

(会計)

第 14 条 本事業の会計は、県社協の特別会計とする。

(予算)

第 15 条 本事業の予算は、会長が作成し、毎会計年度運営委員会の議決を得なければならない。

(決算)

第 16 条 本事業の決算は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に会長において作成し、運営委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 17 条 本事業の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(資産)

第 18 条 本事業の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 掛金
- (2) 掛金から生ずる果実
- (3) その他の収入

第 5 章 雑 則

(規程の変更)

第 19 条 規程の改正を必要とする場合は、運営委員会の承認を得たうえで県社協理事会に諮り決定する。

(細則)

第 20 条 本規程の施行上の細則については、別に会長の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 福島県社会福祉事業施設団体職員共済会の事業及び会員の権利義務は本会が引き継ぐものとする。
- 2 この規程は、昭和 52 年 6 月 20 日より施行する。

附 則

この規程は、昭和 57 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年8月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、すでに40万円を越えている者の俸給月額の上限額は、第6条第2項の規定にかかわらず、昭和62年8月1日現在の俸給月額とする。
- 3 この規程の施行の際、すでに65歳以上の者の資格喪失の適用については、改正後の第4条の2の規定にかかわらず、同条中「65歳」とあるのは、昭和63年度は「75歳」、昭和64年度は「70歳」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成5年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年11月3日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に貸し付けた資金についての第10条の規定の運用については、この規程による第10条の改正にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 第6条第3項の規定は、平成9年8月1日から施行する。
- 3 第10条に規定する住宅資金の貸付については、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月28日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年5月16日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年5月27日から施行する。
- 2 この規程の施行以前に、すでに本共済に加入している施設及び団体は、この限りではないものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表1 加入期間別割増率表

在職期間	乗率
1年以上3年未満	1.0
3年以上4年未満	1.2
4年以上5年未満	1.4
5年以上6年未満	1.6
6年以上7年未満	1.8
7年以上	2.0

別表2 退会時付利率表

退会月	乗数① 前年度の期末 元利合計額に 乗じる率	乗数② 年間本人掛金額 に乗じる率
4月	1.00167	1.00083
5月	1.00333	1.00167
6月	1.00500	1.00250
7月	1.00667	1.00333
8月	1.00833	1.00417
9月	1.01000	1.00500
10月	1.01167	1.00583
11月	1.01333	1.00667
12月	1.01500	1.00750
1月	1.01667	1.00833
2月	1.01833	1.00917
3月	1.02000	1.01000

別表3 加入時付利率表

加入月	乗数 年間本人掛金額 に乗じる率
4月	1.01000
5月	1.00917
6月	1.00833
7月	1.00750
8月	1.00667
9月	1.00583
10月	1.00500
11月	1.00417
12月	1.00333
1月	1.00250
2月	1.00167
3月	1.00083